

松江市多面的機能支払交付金交付要綱（平成 27 年松江市告示第 379 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 7 月 29 日

松江市長 上 定 昭



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応に対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この要綱</u>は、農業及び農村の有する多面的機能の維持及び発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するため、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「国要綱」という。)及び多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号。以下「国要領」という。)に基づき、予算の範囲内において松江市多面的機能支払交付金(以下「交付金」という。)を交付すること<u>に関し、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)</u>に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第2条 交付金の交付の対象となる者は、市長から事業計画(国実施要綱別紙1第5の4又</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>松江市</u>は、農業及び農村の有する多面的機能の維持及び発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するため、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「国要綱」という。)及び多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号。以下「国要領」という。)に基づき、予算の範囲内において松江市多面的機能支払交付金(以下「交付金」という。)を交付する<u>ものとし、その交付に関して</u></p> <p style="text-align: right;">必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第2条 交付金の交付の対象となる者は、市長から事業計画(農業の有する多面的機能の</p> |

は別紙2第5の5に定める

事業計画をいう。以下同じ。)の認定を受けた国要綱別紙1第2又は別紙2第2に定める広域活動組織又は活動組織(以下「活動組織等」という。)とする。

(交付金の種類等 _____)

第3条 交付金の種類及び交付金の交付の対象となる活動(以下「交付対象活動」という。)は、別表____のとおりとし、交付の対象となる経費は、活動組織等の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した交付対象活動に係る経費とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、国要綱別紙1第6の1に定める農地維持支払交付金の交付額及び別紙2第6の1に定める資源向上支払交付金の交付額を合算した額とする。

(概算払 _____)

第8条 規則第14条第1項ただし書の規定により、市長は、交付対象活動の完了前に交付金の全部又は一部を交付することができる。

2 活動組織等は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、松江市多面的機能支払交付金概算払請求書(様式第5号)を _____ 市長に提出するものとする。

(実績の報告)

第9条 活動組織等は、毎年度、国要綱別紙1第5の7又は別紙2第5の8の規定に基づき、事業計画に定められている事項の実施状

発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条に規定する事業計画をいう。以下同じ。)の認定を受けた国要綱第5の1に定める活動組織又は広域活動組織

(以下「活動組織等」という。)とする。

(交付金の種類及び交付対象経費)

第3条 交付金の種類及び交付金の交付の対象となる経費

は、別表第1のとおりとし、 _____
活動組織等の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した活動 _____
に係る経費を対象とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、別表第2に規定する交付単価に国要綱別紙1第3及び別紙2第3に規定する対象農用地の面積を乗じて得た額の合計 _____
とする。

(概算払の請求)

第8条 活動組織等は、 _____ 交付金の概算払を受けようとするときは、松江市多面的機能支払交付金概算払請求書(様式第5号)により市長に請求するものとする。

(実績の報告)

第9条 活動組織等は _____、国要綱別紙1第6の7及び別紙2第6の7に規定される

_____ 実施状

況について、市長が定める期日までに、市長に報告しなければならない。

(交付対象活動の廃止)

第10条 活動組織等は、交付対象活動

____を廃止しようとする場合においては、松江市多面的機能支払交付金に係る活動廃止届出書(様式第6号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付金の返還)

第11条 市長は、国要綱に定める交付金の返還事由が生じた場合、又は前条に規定する交付対象活動の廃止があった場合は、国要綱及び国要領に基づき活動組織等に対して交付金を返還させるものとし、松江市多面的機能支払交付金に係る返還通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2～4 略

(交付金の精算)

第12条 市長は、国要領第1の11の(1)又は第2の14の(1)に規定する精算に係る交付金の返還が生じたときは、松江市多面的機能支払交付金の精算に係る通知書(様式第10号)により通知するものとする。

2 略

(終期)

第13条 交付金の終期は、令和5年3月31日とする。

第14条 略

別表____(第3条関係)

| | |
|-----|--------|
| 交付金 | 交付対象活動 |
|-----|--------|

況の報告を、市長が定める期日までに提出____しなければならない。

(活動____の廃止)

第10条 活動組織等は、交付金の対象となる

活動を廃止しようとする場合においては、松江市多面的機能支払交付金に係る活動廃止届出書(様式第6号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付金の返還)

第11条 市長は、国要綱に定める交付金の返還事由が生じた場合、又は前条に規定する____活動の廃止があった場合は、国要綱及び国要領に基づき活動組織等に対して交付金を返還させるものとし、松江市多面的機能支払交付金に係る返還通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2～4 略

(交付金の精算)

第12条 市長は、国要領第1の12の(1)又は第2の13の(1)に規定する精算に係る交付金の返還が生じたときは、松江市多面的機能支払交付金の精算に係る通知書(様式第10号)により通知するものとする。

2 略

第13条 略

別表第1(第3条関係)

| | |
|-----|--------|
| 交付金 | 交付対象経費 |
|-----|--------|

| | |
|--|---|
| 農地維持支 払交付金 | 活動計画(国要綱別紙1第5の 2に定める活動計画をいう。) に基づく国要綱別紙1第4に 規定する農地維持活動_____ |
| 資源向上支 払交付金 (共同活動) | 活動計画(国要綱別紙2第5の 2に定める活動計画をいう。 以下同じ。)に基づく国要綱 別紙2第4の1に規定する地域 資源の質的向上を図る共同 活動_____ |
| 資源向上支 払交付金 (施設の長 寿命化のた めの活動) | 活動計画に基づく国要綱別 紙2_第4の2に規定する施設 の長寿命化のための活動_____ _____ |
| 資源向上支 払交付金 (組織の広 域化・体制 強化) | 国要綱別紙5に基づく組織の 広域化・体制強化 |

| | |
|--|---|
| 農地維持支 払交付金 | _____国要綱別紙1第1に 規定する農地維持活動に係 る経費 |
| 資源向上支 払交付金 (共同活動) | _____国要綱 別紙2第4の1に規定する地域 資源の質的向上を図る共同 活動に係る経費 |
| 資源向上支 払交付金 (施設の長 寿命化のた めの活動) | _____国要綱別 紙2の第4の2に規定する施設 の長寿命化のための活動に 係る経費 |

別表第2(第4条関係)

| 交付金 | 地目 | 10アール当たりの 交付単価 |
|-------------------------|----|-------------------|
| 農地維持支払 交付金 | 田 | 3,000円 |
| | 畑 | 2,000円 |
| | 草地 | 250円 |
| 資源向上支払 交付金(共同活 動) | 田 | 2,400円(1,800円) |
| | 畑 | 1,440円(1,080円) |
| | 草地 | 240円(180円) |
| 資源向上支払交付 付金(施設の長寿命 | 田 | 4,400円 |
| | 畑 | 2,000円 |

化のための活動)

草地

400円

備考

- 1 資源向上支払交付金(共同活動)について、農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月6日付け23農振2342号農林水産事務次官依命通知)の共同活動又は資源向上支払交付金(共同活動)を5年間以上実施した対象農用地又は資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の対象農用地については、交付単価に0.75を乗じた()内の単価とする。
- 2 資源向上支払交付金(共同活動)について、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、交付単価に6分の5を乗じた額とする。

様式第1号(第5条関係) 別紙のとおり

様式第2号(第6条関係) 別紙のとおり

様式第3号(第7条関係) 別紙のとおり

様式第4号(第7条関係) 別紙のとおり

様式第5号(第8条関係) 別紙のとおり

様式第6号(第10条関係) 別紙のとおり

様式第7号(第11条関係) 別紙のとおり

様式第8号(第11条関係) 別紙のとおり

様式第8号の2(第11条関係) 別紙のとおり

様式第9号(第11条関係) 別紙のとおり

様式第9号の2(第11条関係) 別紙のとおり

様式第10号(第12条関係) 別紙のとおり

様式第11号(第12条関係) 別紙のとおり

様式第1号(第5条関係) 別紙のとおり

様式第2号(第6条関係) 別紙のとおり

様式第3号(第7条関係) 別紙のとおり

様式第4号(第7条関係) 別紙のとおり

様式第5号(第8条関係) 別紙のとおり

様式第6号(第10条関係) 別紙のとおり

様式第7号(第11条関係) 別紙のとおり

様式第8号(第11条関係) 別紙のとおり

様式第8号の2(第11条関係) 別紙のとおり

様式第9号(第11条関係) 別紙のとおり

様式第9号の2(第11条関係) 別紙のとおり

様式第10号(第12条関係) 別紙のとおり

様式第11号(第12条関係) 別紙のとおり

